

有害鳥獣被害防除事業について

有害鳥獣による造林木及び農作物等の被害を未然に防止するため、有害鳥獣からの防除対策を目的として予算の範囲内で補助金を交付します。

◆対象者

造林木及び農作物等の鳥獣被害防除を目的とした防除資材や物品を購入設置した人

◆対象防除資材

野猿、猪等防除用電気柵

防鳥、防獣用ネットなど

※対象資材となるか不明な場合は事前にご相談ください。

◆補助金額

必要経費の2分の1以内（ただし、年間1件、50,000円限度）

◆申請方法

「有害鳥獣防除事業補助金交付申請書」（様式第1号）に領収書、設置写真等を購入した防除資材の形状がわかるものを添えて提出してください。

◆お問い合わせ・お申込み先

大桑村役場 産業振興課 農林係

電話 55-3080

有害鳥獣駆除従事者育成事業について

有害鳥獣による造林木及び農作物等の被害を未然に防止するため、有害鳥獣駆除従事者の育成を目的として、新たに狩猟免許を取得する場合、狩猟免許取得にかかる費用を補助します。

◆対象者

有害鳥獣駆除従事者になるために、新たに狩猟免許を取得する人

◆補助対象経費

- 1) 狩猟免許申請手数料
- 2) 狩猟免許講習会教本代
- 3) 銃猟講習会手数料
- 4) 教習資格認定申請手数料
- 5) 装弾購入申請手数料
- 6) 教習射撃料
- 7) 教習射撃装弾料
- 8) 銃砲所持許可申請手数料

◆補助金額

費用の全額

◆申請方法

「有害鳥獣駆除従事者育成事業補助金交付申請書（狩猟免許取得等）」（様式第3号）に領収書を添えて提出してください。

◆お問い合わせ・お申込み先

大桑村役場 産業振興課 農林係
電話 55-3080